



本ケースでは、前もって子ども3人に贈与を行っておけば、相続財産を圧縮でき相続税の節税が図れる。ただし、贈与は原則として贈与者が意思を表示できない場合は成立しない。ここでも認知症になってしまいう前に贈与を行ってもらうことが大切である。

また、子どもなどの相続人の一人から後々「その贈与は無効だ」と言われたいのために、遺言書作成時と同様に医師に診断書の発行を依頼した

仮に成年後見人を選任しても、「施設費用を捻出するために自宅を売却することがどうしても必要」「自宅の老朽化が激しく、取り壊さないと近隣住民に被害が及ぶ」な

ど、余程の理由がないと家庭裁判所の許可が下りない。そこで、まだ意思能力があるうちに、相続人の子どもに自宅を託す信託契約を結ぶことで、認知症になっても自宅売却が可能となる。信託とすれば、売買契約書にサインをするのは受託者（例えば、相続人に当たる子ども）となるため、自宅売却により入ってきたお金の管理も受託者が行うことが可能になる。

空き家のまま放置していると、固定資産税や管理費が毎年かかるといった問題も発生する。将来売却したいといった希望がある場合には、家族信託を結んでおくようアドバイスしたい。

日々の様子などを記録することも有効

## POINT

- ▶意思能力があることを医師に証明してもらえれば、様々な相続対策が可能に
- ▶認知症発症に備えて遺言や生前贈与、自宅の家族信託といった対策を行うよう案内

## 本ケースの相談内容

子ども3人で営業店へ訪問。5年前に施設に入居した母親が最近物忘れが激しくなってきたとのこと。母親の金融資産や、現在は長男が住んでいる母親名義の自宅に関して、どんな相続対策を取るべきか相談に来た。

## 認

知症になり意思能力がないと判断されると、相続対策を取るのが困難になる。本ケースのように、子ども（相続人）に将来財産を遺す親（被相続人）に判断能力の衰えが見られたら、すぐに対策を取るようアドバイスしよう。では、どんな対策が考えら

れるのか。本ケースで考えられる相続対策を紹介したい。

①遺言書の作成を促す

遺言書を作成することにより、親の意思を子どもに伝えることができる。特に不動産が自宅のみで、かつ金融資産で調整が難しい場合は、遺言書がないと子ども3人で分割

②生前贈与を促す

贈与の実行も本人の意思能力が重要に

## case 1

判断能力が衰えている親の子ども（相続人）  
意思能力があるか医師の判断を仰ぎ  
問題ないなら遺言作成等を案内



①③ 深川雄 深川雄税理士事務所／税理士  
②④ 八木正宣 SBL代表社員／税理士

お客様の家族などに認知症が疑われる、もしくは認知症になった場合にどんな相続対策が必要か、4ケース挙げて解説する。

早めの対策を促すことが大切！  
認知症問題がからむお客様の  
相続相談にどう対処するか!?

協議の話し合いをした際にもめる可能性がある。

ただし、お客様に遺言書を作成する意思能力があるかどうかが重要だ。その点は、遺言作成時における本人の具体的状態に応じて判断することとなる。金融機関で判断するのではなく、医師から「意思能力がある」という診断書をもらうことができれば、それが担保となり、様々な相続対策が可能となるだろう。

